

社会福祉法人渓仁会 訪問看護ステーション岩内 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人渓仁会が開設する社会福祉法人渓仁会 訪問看護ステーション岩内
(以下、「ステーション」という。)が行う指定訪問看護の事業及び指定介護予防訪問看護の事業
(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、
ステーションの看護師その他の従業者(以下、「看護師等」という。)が、老人及び難病患者、心身
障害者(児)並びに要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある者で、かかりつけの医師が
指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者等に対し、適正な指定訪問看護及び
指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の
維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
2 事業の基本方針として、ご利用者の心身機能の改善、生活の質の向上に資するサービスの提供を行
い、意欲の向上を促すとともに自立の可能性を最大限に引き出す為に支援を行うこととする。
3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、
総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 社会福祉法人渓仁会 訪問看護ステーション岩内
所在地 岩内郡岩内町野東69番地の26

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容(指定訪問看護と指定介護予防訪問
看護を兼務)は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用申し
込みにかかる調整、業務の実施状況把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 看護師等 看護師 3名以上(常勤換算2.5名以上)

理学療法士 1名以上

看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護にあたる。

介護予防訪問看護にあっては、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を作成し、
指定介護予防訪問看護にあたる。

(訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書の作成及び交付)

- 第5条 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書)の作成にあたっては、その重要な事項についてご利用者またはそのご家族に対して説明し、同意を得る。
- 2 訪問看護計画書を作成した際には、訪問看護計画書を交付する。
- 介護予防にあたっては、介護予防訪問看護計画書を作成した際には、介護予防訪問看護計画書を交付する。

(記録の整備)

- 第6条 ステーションは、看護師等、整備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 事業者は、ご利用者様に対する看護提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。
- (1) 主治医による指示文書 (2) 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書
- (3) 訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書
- (4) 提供した具体的な内容等の記録 (5) 市町村への通知に係る記録
- (6) 苦情の内容等の記録 (7) 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録

(営業日及び営業時間)

- 第7条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- (1) 営業日 月曜日から金曜日とし、土・日・祝日、及び12月30日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ※ 通常の営業日又は営業時間外であっても、ご利用者及びご家族の要請に基づき、管理者が担当介護支援専門員と連携し、訪問看護による訪問が必要だと認めた場合は訪問します。

(訪問看護及び介護予防訪問看護の内容)

- 第8条 指定訪問看護及び介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。
- (1) リハビリテーション
- (2) 病状・全身状態の観察
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(利用料)

第9条 ステーションは、基本利用料として健康保険法または老人保健法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いをご利用者から受けるものとする。

また、ご利用者やご家族に対し、費用の内容及び金額については別途定める料金表によって説明を行い、同意を得るものとする。

(1) 医療保険（健康保険法または老人保健法）

健康保険法または老人保健法に基づく額を徴収する。

(2) 介護保険

介護保険で居宅サービス計画書も若くは介護予防サービス計画書に基づく訪問看護の場合は、介護報酬告示上の額の1割～3割を徴収する。

但し、居宅サービス支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

(領収書の交付)

第10条 利用料の支払いを受けたときは、それぞれの費用ごとに区分して記載した領収書をご利用者へ交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、岩内町 共和町 泊村とする。その他の地域については応相談とする。

(サービスの利用に当つての留意事項)

第12条 サービスの利用に当つては、ご利用者様に対し重要事項を説明し同意の上実施する。

(苦情対応)

第13条 ステーションは、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立てや相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応する。その際、苦情対応簿等を備え苦情内容とその内容を記録する。また、あらゆる機会を通じて再発防止に努める。

2 ステーションは、ご利用者からの苦情について、市町村又は国民健康保険団体連合会等から指導又は助言を受けた場合において、市町村又は国民健康保険団体連合会等から求めがあったときは、改善の内容を市町村又は、国民健康保険団体連合会等に報告するものとする。

(事故対応及び損害賠償)

第14条 ステーションは、サービスの提供にあって事故が発生した場合は、速やかにご利用者のご家族、主治医、居宅介護支援事業所(介護予防訪問看護にあっては地域包括支援センター)市町村等に連絡し、必要な措置を講ずる。その際、事故対応簿等を備え事故内容とその対応内容を記録する。また、あらゆる機会を通じて再発防止に努める。

2 ステーションは、サービス提供票に伴つて、ステーションの責めに帰すべき事由により、ご利用者様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、ご利用者様に対してその損害を賠償する。

(緊急時における対応方法)

- 第15条 看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護実施中に、ご利用者様の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。なおかつ、ご利用者様のご家族、居宅介護支援事業者等(介護予防訪問看護にあつては地域包括支援センター)にも連絡をする。

(個人情報保護)

- 第16条 ステーションは、個人情報の取り扱いあたり、「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、守秘義務に関する他の法令等に加え、法人が定める当該基本方針や就業規則等の内規を遵守することにより、ご利用者及びそのご家族に関する情報を適正に保護する。
- 2 ステーションは、サービス提供するうえで知り得たご利用者及びそのご家族に関する個人情報について、ご利用者又は、第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後においてもその秘密を保持する。
- 3 あらかじめ文書によりご利用者及びご家族の同意を得た場合、前項にかかわらず、一定の条件下で個人情報を利用できるものとする。
- 4 ステーションは、業務上知り得たご利用者及びそのご家族の秘密を保持させるため、在職中は元より、看護師等の退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とする。
- 5 個人情報に関する苦情申立てや相談があった場合は、第13条の規程を一部準用し迅速かつ適切な処理に努める。

(虐待防止について)

- 第17条 ステーションは、ご利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講ずる。
- 2 責任者（担当者）の配置。
- 3 虐待防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- 4 虐待防止のための指針を整備する。
- 5 虐待防止のために定期的な研修会を実施する。

(衛生管理)

- 第18条 ステーションは、ご利用者が使用する機器について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染症が発生し又は蔓延しないよう、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- （1） 感染症又は、食中毒の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

- (2) 感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延防止のための訓練を定期的に開催する。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(業務継続計画の策定等)

- 第19条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
 - 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ業務継続計画の見直しを行う。

(その他運営についての留意事項)

- 第20条 ステーションは、職員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 2 ステーションは、職員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うものとし、感染防止対策及び定期健康診断を実施する。
 - 3 ステーションの会計は、他の事業所と区別して管理する。
 - 4 ステーションは適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 この規程に定めるもののほか運営に関し必要な事項は、社会福祉法人渓仁会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規定は、令和4年1月15日から一部変更する。
この規定は、令和6年6月1日から施行する。